



Nagasaki

コスモス

行政書士会報 No.183



長崎県行政書士会

掲 載 内 容

平成 30 年度 第 59 回 長崎県行政書士会定時総会の報告
会長挨拶・来賓祝辞・議案審議・会則改正案・質疑応答・質問一覧
第 59 回 本会定時総会における「会則の一部改正」事項について（お知らせ）

TOPICS

行政書士法第 1 条の 2 と所有者不明土地問題及び空き家対策取り組みについて
長崎県行政書士会 会長 山脇 正隆
長崎県行政書士会と（一財）建設業情報管理センターとの業務提携に関する調印式が行われました。
（一社）コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部第 8 回定時総会が開催されました。

報 告

業務開拓委員会「郵便局訪問について」
「黄綬褒章受章のご報告とお礼の言葉」 副会長 塩塚 顕

コスモス広場

「会報誌の在り方」について一考

新入会員のご挨拶

会員の異動

政連コーナー

長崎県行政書士政治連盟活動報告 会長 山崎 三郎

著作権について

編集後記

〈表紙説明〉平和祈念像(長崎市) ながさき旅ネット ©(社)長崎県観光連盟 All Rights Reserved.

長 崎 県 行 政 書 士 会
E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : <http://www.gyosei-nagasaki.com/>
TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182

平成30年度 第59回 長崎県行政書士会定時総会の報告

日 時 平成 30 年 5 月 26 日 (土) 13:00 ~ 16:30
場 所 プラザおおむら 2 階 ホール
司 会 者 大宅 和子
議 長 横山 聖代



平成 30 年 5 月 26 日、平成 30 年度第 59 回定時総会が開催された。会員を始め、ご来賓の方々
が出席され、まず開会に先立ち、昨年度中にご逝去された物故会員のご冥福を祈り黙祷がささげ
られた。その後、塩塚顯副会長の開会宣言により本総会の幕開けとなった。

平成 30 年度 第 59 回 長崎行政書士会定時総会次第

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 開会の辞 | 11. 議案審議 |
| 2. 会長挨拶 | 第 1 号議案 平成 29 年度会務及び事業報告の承認について |
| 3. 表彰 | 第 2 号議案 平成 29 年度決算報告の承認について
(1) 決算報告 (2) 監査報告 |
| 4. 来賓祝辞 | 第 3 号議案 会則改正案の承認について |
| 5. 来賓退席 | 第 4 号議案 平成 30 年度事業計画 (案) の承認について |
| 6. 物故会員及び物故者へ黙祷 | 第 5 号議案 平成 30 年度予算 (案) の承認について |
| 7. 新入会員の紹介 | 第 6 号議案 その他 |
| 8. 議長選出 | 12. 議長任了の挨拶 |
| 9. 議長挨拶 | 13. 閉会の辞 |
| 10. 議事録署名指名並びに
議事録作成成人委嘱 | |

◆会長挨拶

山脇正隆会長は、ご来賓の方々や会員に深く一礼し、本年の
長崎県行政書士会総会の開催に感謝の言葉を述べられた。



◆表彰

【永年功績表彰】(会員歴 30 年以上) : 藤本英夫 会員、松下俊彦 会員 以上 2 名
(会員歴 20 年以上) : 知念近海 会員、福田博彦 会員
満島貫二 会員、吉田悦子 会員 以上 4 名

【役員功績表彰】 該当者なし

本年、黄綬褒章を受章された塩塚顯副会長により、受章お礼の挨拶が行われた。

◆来賓祝辞・祝電披露

来賓を代表し、長崎県知事代理総務部総務文書課長荒田忠幸様が知事からの祝辞を代読された。その後、司会者よりご来賓の方々が紹介された。

◆物故会員及び物故者へ黙祷

物故会員：中川 忠則

一同起立し謹んで黙祷を捧げた。

◆新入会員の紹介

入会年月日順に新入会員を読み上げ、出席した新入会員より挨拶があった。

◆総会成立宣言

総会員数 375 名中、出席者 61 名・委任状提出者 146 名の計 207 名。本会会則第 40 条の規定により、総会構成員総数の 2 分の 1 以上の会員の出席であり、本総会が有効に成立することが香椎総務部長から宣言された。

◆議長選出・議長挨拶

議長の選任を議場に諮ったところ、執行部一任の声上がり、議長に横山聖代会員（大村支部）を指名し承認され、登壇して就任のあいさつを述べた。

◆議事録署名人・議事録作成人

議事録署名人に佐藤誠三会員、松田利之会員、同作成人に渡邊卓会員、宮本秀樹会員が委嘱された。

◆議案審議

本総会では、次の 5 議案について審議された。第 1 号・第 2 号議案について、事前に質問書等の提出はなく、会場へ質問を求めた。第 3 号議案については、会員から事前に提出されていた質問に執行部が答弁した後、第 1 号議案から第 5 号議案が異議なく承認可決された。

第 1 号議案 平成 29 年度会務及び事業報告の承認について

第 2 号議案 平成 29 年度決算報告の承認について

第 3 号議案 会則改正案の承認について

第 4 号議案 平成 30 年度事業計画(案)の承認について

第 5 号議案 平成 30 年度予算(案)の承認について

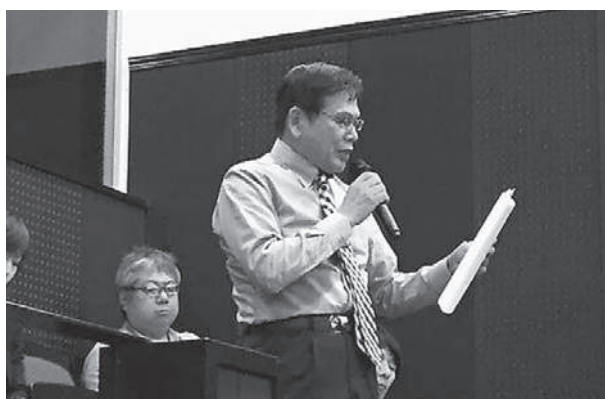


◆会則改正案について

事前質問では、藤田信一郎会員、山口幸広会員、深堀賢会員から。

会場の質問では、森田忠幸会員、武富為厚会員、梅枝眞一郎会員、松田利之会員、川島孝紀会員から質問があった。会長がそれらの質問に丁寧に応答し、活発な議論が繰り広げられた。





◆質疑応答

紙面の都合により、質疑応答の内容は掲載していません。記事詳細については、本会事務局で「議事録」を閲覧することができます。

第 59 回 長崎県行政書士会定時総会 質問一覧 (敬称略)

	議 案	質問書	質 問 表 題
1	第 1 号議案	梅枝眞一郎	懇談会を行った件
2	第 1 号議案	梅枝眞一郎	経営事項審査について
3	第 1 号議案	梅枝眞一郎	手当の要求があった件
4	第 1 号議案	梅枝眞一郎	事務所移転について
5	第 3 号議案	藤田信一郎	(2) 会費納入方法について
6	第 3 号議案	山口 幸広	(会費)所属する支部を通じて
7	第 3 号議案	深堀 賢	(2) 会費納入方法について
8	第 3 号議案	武富 為厚	別表の削除について
9	第 3 号議案	梅枝眞一郎	入会金の増加の理由について
10	第 3 号議案	松田 利之	会費納入について
11	第 3 号議案	川島 孝紀	会則改正の案について
12	第 4 号及び 第 5 号議案	武富 為厚	財産管理分野と郵便局の連携について
13	第 4 号及び 第 5 号議案	武富 為厚	法教育について
14	第 4 号及び 第 5 号議案	大場 浩	著作権相談員の活用について
15	第 4 号及び 第 5 号議案	森田 忠幸	事務所移転について
16	第 4 号及び 第 5 号議案	山口 幸広	予算について

〈注 記〉

この記事は議事録ではありません。
議事録は事務局で閲覧することができます。

◆第 59 回本会定時総会における「会則の一部改正」事項について（お知らせ）

本年 5 月 26 日開催された本会定時総会において、次のとおり「会則の一部改正案（3 号議案）」が提案され、承認されましたので会員皆様にお知らせいたします。

○改正事項の 1

- （1）会則「第 9 条、10 条、15 条」に規定する「別表（入会金及び会費を規定）」を削除した上で、「総会において定める入会金及び会費」に改定する。
- （2）会則 15 条に、本会会費は、「所属する支部を通じて本会納入」を「規則の定めるところにより、本会に納入」に改定する。
- （3）会則第 39 条第 1 項第 7 号に、「入会金及び会費の額に関すること。」を追加する。
（このため、現第 7 号を第 8 号に変更する。）
- （4）会則第 44 条の「特別議決（3 分の 2 以上）」事項として、第 39 条第 1 項第 7 号に「入会金及び会費の額に関すること。」を新規に追加する。
（このため、現第 7 号を第 8 号に変更する。）

○なお、今回の会則の一部改正は、平成 30 年 8 月 6 日長崎県知事の認可（第 18 号）を受けましたので、認可日をもって同日から施行となります。

○ただし、会費の納入方法（本会納入）に関する事項は、今後施行規則を検討し、平成 31 年 4 月 1 日から適用といたします。

注：詳細な改正事項の説明につきましては、本年の本会定時総会提案の第 3 号議案の確認をお願いいたします。

○改正事項の 2

長崎県行政書士会会則第 9 条及び第 10 条並びに第 15 条の各条項に基づいて、会員の「入会金及び会費の額」をそれぞれ、次のとおり承認されました。

区 分		現 行	改 正 案	備 考
入 会 金	個人会員	150,000	200,000	入 会 時
	法人会員	100,000	150,000	入 会 時
会 費	個人会員	4,000	4,000	月 額
	法人会員	4,000	4,000	月 額

2. 実施時期 長崎県知事会則変更認可日とする。

※認可日：長崎県指令 30 総文 18 号 平成 30 年 8 月 6 日

祝辞・祝電のご紹介

長崎県行政書士会 御中

総会のご盛會を祝し、あわせて貴会ますますのご発展と、皆様方のご健勝をお祈りいたします。

一般財団法人 建設業情報管理センター
西日本支部長 伊藤 希男



カード六二七〇三三三九五

五月一七日 六九六六一六五二六

日本政策金融公庫 長崎支店
支店長 茶 園氏生活事業統轄 洞上 真吾

平成三十年度第五九回定時総会の開催を祝し、貴行政書士会の今後ますますのご発展をお祈りいたします。

お祝い
長崎県 大村市 本町 三二六一一
ブラザおおむら
長崎県行政書士会
会長 山脇 正隆 様

お届付け台帳番「グレース」
お届付け日 五月二五日午後

長崎県行政書士会御中

総会のご盛會を心よりお祝い申し上げます。
皆様方の並々ならぬご尽力に敬意を表し
総会のご成功を祈念いたしますとともに
貴会のますますのご隆盛と皆様方のご健勝を
心よりお祈り申し上げます。

株式会社ワイズ
代表取締役社長 福澤直樹（ふくざわ なおき）
社員一同

行政書士法第 1 条の 2 と 所有者不明土地問題及び空き家対策取り組みについて

長崎県行政書士会 会長 山脇 正隆

日頃より、本会会務運営に対し大変ご協力ご理解を賜り誠に有り難うございます。

来年には、長崎県行政書士会も 60 年の節目を迎えることとなります。これまでの様々な法改正の中で行政書士会も各種事業を通して、県民の皆様に行行政書士制度へのご理解を深めて頂いて参りました。近年においては、地域社会・家族のあり方が変化していく中で、各種の法改正や特別措置法の制定等により、行政書士が様々なシーンにおいてその対応を求められております。

わが国においては、所有者不明土地問題や空き家対策への取り組みについて、各省庁において、特別措置法のもとに、種々の取り組みがなされることとなりました。

まず、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年 6 月 13 日公布（平成三十年法律第四十九号）改正、施行日：公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日とする。）」が施行されました。

近年、人口減少に伴う過疎化や親族関係の希薄化がさらに進み、不動産登記簿上の情報に基づき所有者調査を行っても、所有者等が判明しない土地、いわゆる「所有者不明土地」が全国的に増加し、やがては相続手続環境が悪化している状況となっております。この所有者不明土地は、国や地方公共団体において取り組む公共事業を進める上で大きな障害となってきた状況です。

この特別措置法は、第 1 点として国土交通省関係で、公共事業における収用手続の合理化・円滑化するために、地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、利用権を設定すること。

第 2 点として法務省関係で、所有者不明土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設することにより、所有者不明土地について、適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設することとしております。

（国交省 HP より参照）

国交省 HP；http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000106.html

第 3 点として農水省関係では、農業経営基盤強化促進法等を一部改正し、農業委員会は農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等の意向調査を実施することとし、所有者が分からない遊休農地については、公示することとしております。

（農水省 HP より参照）

農水省 HP；<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/yukyu-16.pdf>

森林経営管理法等についても、所有者不明土地対策が行われることとなります。

また、空き家対策についても、所有者不明土地問題と同様所有者の調査について種々取り組まれています。

これらの各種政策において、その所有者調査確認業務の担い手強化・連携モデル事業が推進され、全国では各省庁及び地方公共団体において、既に予算化され一部外部委託されている自治体もあります。

行政書士法において、以下のとおりありますように、権利義務又は事実証明に関する書類作成に関する分野での行政書士の役割が重要になって参ります。

(行政書士法抜粋)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

国土交通省発行の「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」の152ページ（4）において、行政書士業務に伴う、所有権登記名義人等やその相続人の探索や所在の確認は、行政書士業務と明確に記載しております。

(国交省 HP；<http://www.mlit.go.jp/common/001178691.pdf> 参照下さい。)

この事実証明に関する書類作成業務の分野は、行政書士の業務分野であり、各省庁や各自治体においては、これから法施行日を迎え、徐々に種々業務委託や入札等の取り組みがなされるものと推察できます。

行政書士会として、多くの会員の皆様のご理解を頂き、しっかりと取り組まなければなりません。

今後とも皆様のご協力をお願い致します。



長崎県行政書士会と（一財）建設業情報管理センターとの 業務提携に関する調印式が行われました。

平成30年9月19日、長崎県JA会館において、当会と（一財）建設業情報管理センターとの業務提携基本合意覚書の調印式が執り行われました。

今回の業務提携の内容としては、当会が行う講習会開催の支援や、建設業許可・経営事項審査制度に関する勉強会の開催または、（一財）建設業情報管理センターが開発するソフトの無償提供などの内容が盛り込まれており、会員の実務研鑽に大変メリットのある業務提携となりました。



山脇会長と糸川理事長



調印式の後には、当会及び（一財）建設業情報管理センター主催の講演が行われました。

講演は「民法改正が請負契約に与える影響」と題して、講師に中央大学法科大学院教授であり、弁護士としてもご活躍されている升田純氏をお招きし、2年後に施行される民法改正が建設業の実務に与える影響についてご講演をいただきました。

定員を超える90名ほどの沢山のお客様が参加されました。



講演前に、参加者の皆様に挨拶される山脇会長



講演される升田先生

郵便局訪問について

業務開拓委員長 坪井 邦幸

業務開拓委員会の事業として、郵便局で無料相談会を開催し新しい業務へ繋げたいと考えています。このために、手始めに県内各地区にある郵便の集配をする主だった郵便局（ブロック局とよばれているようです）を訪問して、行政書士が取り扱う業務の説明、昨年締結した覚書の説明、今後の連携などの説明を行っています。なお業務開拓委員でもある各地区の支部長に同行していただいています。

訪問の日程は下記のとおりです。

- 9 / 5 佐世保郵便局、日宇郵便局、早岐郵便局
- 9 / 6 佐世保北郵便局、佐世保西郵便局
- 9 / 14 平戸郵便局
- 9 / 20 大村郵便局
- 9 / 21 島原郵便局
- 9 / 25 諫早郵便局
- 10 / 1 福江郵便局
- 10 / 4 西彼杵郵便局、長崎北郵便局、
長崎東郵便局



目 的：集配を行う主だった郵便局を訪問して説明を行い、昨年度九州各県行政書士会の会長と日本郵便（株）九州支社長との間で取り交わした「高齢者支援事業に関する協業検討のための覚書」について今後継続的に連携していくための端緒とする。

説明事項：

- 行政書士の業務について。
- 九州地区においての日本郵便と行政書士会との関連について。
- 日本郵便のみまもりサービスを効果的に提供するための協業方法を検討する覚書を締結した旨の説明。
- 無料相談会の相談員、研修会、勉強会の講師などのための名簿を作成した旨の説明。 等々

各郵便局の局長、窓口部長その他の方々に対応をしていただきました。どこの局もまだ新しい「みまもりサービス」の普及に苦勞されているようで、我々がお手伝いできれば、互いにとってよりよい関係を築くことができ、今後に繋ぐことができるものと感じました。

今後は、いわゆる特定郵便局を含む小規模な郵便局も訪問したいと考えています。

(一社)コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部 第8回定時総会が開催されました。

平成30年9月22日、出島交流会館にて第8回定時総会が開催されました。梅枝支部長の挨拶があり、続いて来賓の長崎県行政書士会から弓削副会長、長崎支部長の崎谷支部長より祝辞をいただきました。

議事も滞りなく進行し、無事に第8回の総会が終了しました。



総会の後は、全国でも珍しい取り組みをされている静岡会の紹介DVD視聴があり、「全国初、静岡県内信用金庫の後見支援預金の取り扱いについて」と題した取り組みを実例を交えながら会員の皆さんが興味深く視聴されていました。

コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部は今後も地道な活動を行い、成年後見制度の普及と、家庭裁判所からの推薦依頼が来るよう、頑張っていきたいと決意を新たにされていました。





「黄綬褒章受章のご報告とお礼の言葉」

長崎県行政書士会 副会長 塩塚 顕

この度は図らずも平成 30 年春の褒章に際し、黄綬褒章拝受の栄に浴し身に余る光栄です。

お蔭をもちまして去る 5 月 15 日東京プリンスホテルにて総務大臣より褒章の記並びに黄綬褒章の伝達を受け、その後、行政書士受章者一行は配偶者共々皇居に向かい、皇居を参内し豊明殿にて天皇陛下への拝謁そしてお言葉を賜り、それから宮殿内の北溜の間で記念撮影があり、誠に感激の極みでございました。その後、東京プリンスホテルに戻ると日本行政書士会連合会の遠田会長をはじめ日政連の会長ほか受章者の各単位会の会長先生達が出迎え、すぐに記念品贈呈式と祝賀会が有りました。日行連執行部の先生方の受章者に対する至れり尽せりの対応ぶりは、各士業の中でも行政書士会だけではないでしょうか。私は行政書士会の素晴らしさを実に痛感し、これまで行政書士として永年歩んできて本当に良かったと感激しました。感謝感激、本当に有難うございました。

さて、黄綬褒章受章祝賀会は、行政書士会の都合もあって 10 月 6 日（土）に開催しましたが、あいにく其の日は台風 25 号の真っ只中で開催は危ぶまれましたが予定通り祝賀会は開催しました。JR の運休、欠航などで本当に神頼みの台風の中、御出席された皆様方には本当にご心配をお掛けしたことを大変申しわけなく思っています。

祝賀会は廣田副会長の開式の辞に始まり発起人代表の山脇会長のご挨拶、ご祝辞は日行連の遠田会長、衆議院議員加藤寛治先生・西岡秀子先生、参議院議員の金子原二郎先生・古賀友一郎先生と皆御本人からの身に余るご祝辞を頂き感激しました。また県議会・市議会議員の先生方それから千葉会・鹿児島会など各単位会の会長先生達が台風の最中の祝賀会にも関わらず御出席下さり、約 170 名近くのご臨席を頂きました。また祝電披露では、中華人民共和国駐長崎総領事館の劉亜明総領事、法政大学の田中優子総長からと多数の方々より祝電を頂き感激しました。

記念品贈呈で山脇会長から「目録」を頂き、孫達からの花束贈呈に引き続き、私は受章者の謝辞を述べさせて頂きました。祝吟、乾杯の後は祝余興として二胡演奏、太極拳演舞、のんのこ皿踊り、迫力ある和太鼓と約 1 時間楽しんで頂きました。その後、県議会議員八江利春先生の万歳三唱に続き、山崎県政連会長の閉会の辞で 3 時間の祝賀会はお蔭様で盛会裏に終了しました。

行政書士の先生方には受付等々大変お世話になり本当に有難うございました。特に山脇会長は会務多忙な中、発起人代表としての責任を立派に果たされ、感謝しております。この黄綬褒章は行政書士会の先人諸先輩・会員皆様方の御蔭により受章したもので、私が長崎県行政書士会を代表して頂いたものと理解しており、会員の皆様には心より感謝しております。私は、黄綬褒章の栄誉に恥じることがないよう「行政書士は頼れる街の法律家」として、また行政書士会の会務運営の為にも老骨に鞭打って頑張る所存ですので、今後とも変わらぬ御支援・御鞭撻の程を宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様方の今後増々の御活躍と御健勝を心から祈念申し上げ、今後も長崎会から受章者が出てきますよう行政書士会の更なる発展の為にも御尽力頂きたいと思います。

祝賀会のようす（写真）



長崎県行政書士会 山脇正隆会長発起人代表挨拶



日本行政書士会連合会 遠田和夫会長祝辞



受章者の謝辞



祝宴：和太鼓



祝宴：のんのこ皿踊り



祝宴：二胡演奏



祝宴：太極扇



集合写真



行政書士の先生達と集合写真

✿ 新入会員のご挨拶

佐世保支部 朝 永 芳 枝

平成 30 年 5 月 1 日入会



皆様、初めまして。佐世保支部所属の朝永と申します。私は平成 29 年度の試験合格後、5 月に開業いたしました。

長らく家庭を中心に暮らしていたので、独立開業は不安ばかりでしたが、予想以上に厳しかった受験生活も報われ、「自分が『成し遂げる』ときめたことは、諦めなければ必ず実現するのだ」とあらためて実感し、それが今の行動する力になっています。

これからは、「この件は朝永さんに依頼しよう」といっていただけるように専門性を高めたいです。そのために新人の今は、様々な課題に挑戦し、日々研鑽して参ります。

最後になりましたが、未熟な私にご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

✿ 新入会員のご挨拶

佐世保支部 鶴 田 雄一郎

平成 30 年 6 月 1 日入会



長崎県行政書士会の皆様、はじめまして。

6 月に佐世保市福石町に開業いたしました鶴田雄一郎と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

事務所は佐世保港に近いところに位置し、クルーズ客船の汽笛がよく聞こえるところです。前職は組合の事務局で、展示会の準備、銀行との折衝、補助金申請書の作成等を行っておりました。

これまで、私の身の回りでも、相続問題、後見人問題など、よく耳にすることがありました。このような方の相談、悩みに真摯に向き合うことができるなら、仕事としての社会的貢献度は高いのではないかと思います、行政書士になった次第です。

今後は、行政書士としての職務上の責務を果たすとともに、微力ながら行政書士の存在を世間に広めていけたらと思っております。

✿ 新入会員のご挨拶

大村支部 中西 香

平成 30 年 7 月 15 日入会



この度、長崎県行政書士会に入会させていただくことになりました中西と申します。

私は数年前に一度退会してからの再入会となりますが、先日行われました事務局での登録証交付式においては以前に増して身の引き締まる思いがしました。

それはやはり実務を経験してきた中で、この仕事に関わる責任の重大さや依頼者に与える影響の大きさ、ある意味では怖さを身をもって知ったからであろうと思います。

しかし同時に、難しい業務を無事やり遂げた時の達成感や依頼者からの心からの感謝の言葉は、他の仕事では得たことのなかった貴重な経験として記憶に残っています。

また新たな気持ちで、諸先輩方のご指導のもと精進していきたいと思っていますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

✿ 新入会員のご挨拶

長崎支部 松岡 いずみ

平成 30 年 2 月 15 日入会



皆様、初めまして。

平成 30 年 2 月に登録いたしました、松岡いずみと申します。

前職を、結婚を機に退職し、子育ての合間に行政書士試験に挑戦いたしました。長崎へは夫の転勤で参り早 7 年、日本列島最（西）果てのこの土地が大好きになりました。

家族や行政書士の先輩、応援してくださった方々のおかげで開業することができました。まだ出発したばかりでよちよち歩きではございますが、お世話になった方々へのご恩を、地域へ還元していける行政書士になる所存です。

末永くよろしくお願いいたします。

✿ 新入会員のご挨拶

大村支部 西山 孝 幸

平成 30 年 1 月 1 日入会



私は、平成 30 年、1 月 1 日に行政書士名簿に登録され、長崎県行政書士会大村支部の新規会員となりました。これにより、弊所では、税理士と行政書士の 2 つの士業を境目なく活動できるようになりました。

弊所（＝私）は、専門家として取り組むべき目標として、①中小企業支援の内、事業承継への取組み、②消費税軽減税率とインボイス制度への対応、③行政書士開業に伴う行政手続（事前手続と事後手続）への対応、④専門家として公益的活動への更なる取組み、の 4 つを掲げました。

①と②は、国、地方公共団体等が取り組むべき喫緊の課題でもありますので、私は、長崎県行政書士会の皆様とともに、少しでもお役に立てることができるよう活動します。

簡単でございますが、以上をもって私の新規会員としての挨拶に代えさせていただきます。

✿ 新入会員のご挨拶

長崎支部 永井 美津子

平成 30 年 5 月 1 日入会



はじめまして。

長崎市出島町で開業致しました、永井美津子です。

当事務所の特徴といたしましては、わたくしが岡山市内の前職にて、ビザ申請業務と中国語通訳の経験が 11 年以上あるということです。行政書士になってからもこの国際業務は引き続き遂行して参りますが、国際業務だけに特化するのではなく、許認可申請、または相続に関すること、遺言書作成に関すること等の暮らしの中でのサポートにも積極的に力を注いで参りたいと思っております。国際業務以外は全く初めての業務のため、諸先輩方のお知恵を拝借しながら、日々奮闘しております。これからも努力を重ね、各方面で勉強し、そして自身の知識に自信をつけ、自分のペースを崩さず進んでいこうと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

✿ 新入会員のご挨拶



対馬支部 杉 原 要

平成 30 年 8 月 1 日入会

平成 30 年 8 月に入会いたしました対馬支部の杉原と申します。

2 年前に対馬市役所を定年退職、その後 2 年間の再任用期間も駆けていくように過ぎ去って、3 月に公務員としての仕事を無事終わることができました。

これからの人生設計もはっきりと決まらないまま、安穏とした日々を過ごしながらも、このままではいけないという気持ちが心の隅にありました。

そこで、一念発起して 30 年ほど前に取得していた行政書士と宅建士の資格を活かすことを考え、どちらにするか迷いながらも行政書士の方が市民の身近な存在になれると思いこのたびの登録に至りました。

これからは、市民のみなさんから「行政書士ならば杉原もいるではないか！」と言ってもらえるように、そして市民のみなさまに親しまれ、また、心の拠り所となれる行政書士をめざして、日々研鑽してまいりたいと気持ちをあらたにしております。

会員のみなさまには、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

✿ 新入会員のご挨拶



長崎支部 井 浦 晋

平成 30 年 7 月 1 日入会

平成 30 年 7 月に登録証の交付を受け、入会をしました長崎支部の井浦晋と申します。

国の行政事務に 30 年ほど勤め、第二の人生を考えた時、晴耕雨読が第一希望だったのですが、なかなかそうも言えない状況でした。自分に何ができるかと考えた時に、今までの知識を活かすことができるのではと行政書士を目指すこととしました。

もちろん行政事務経験で知り得た知識は、行政書士業務の世界においては微々たるもので、知らないことの方が遥かに多くあります。国の行政事務時代に業務で調べ物をする際は、行政書士の方々のホームページが参考になることが多々あり、知識の豊富さに感心したものでした。

行政書士になることができましたが、これからも勉強していくことを心掛けたいと思いますので、今後とも皆様のご指導の程よろしくお願いいたします。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 8 月 22 日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

所属支部	氏 名	事務所所在地	事務所の名称	入会年月日
大 村 支 部	西山 孝幸	大 村 市	行政書士西山孝幸事務所	平成30年 1 月 1 日
島 原 支 部	安永 法輪	島 原 市	安永法輪行政書士事務所	平成30年 1 月15日
佐世保支部	光武 幸治	佐 世 保 市	行政書士光武幸治法務事務所	平成30年 2 月 1 日
長 崎 支 部	松岡いずみ	長 崎 市	松岡いずみ行政書士事務所	平成30年 2 月15日
佐世保支部	山中 辰也	佐 世 保 市	行政書士山中辰也事務所	平成30年 3 月 1 日
佐世保支部	小楠伸一郎	佐 世 保 市	行政書士小楠伸一郎事務所	平成30年 3 月 1 日
長 崎 支 部	海辺 光	長 崎 市	うみべ行政書士事務所	平成30年 3 月15日
諫 早 支 部	龍田 崇	諫 早 市	龍田行政書士事務所	平成30年 4 月 2 日
長 崎 支 部	永井美津子	長 崎 市	行政書士永井美津子事務所	平成30年 5 月 1 日
佐世保支部	朝永 芳枝	佐 世 保 市	行政書士朝永芳枝事務所	平成30年 5 月 1 日
長 崎 支 部	田中 仁美	長 崎 市	仁美行政書士事務所	平成30年 5 月15日
佐世保支部	鶴田雄一郎	佐 世 保 市	行政書士鶴田雄一郎事務所	平成30年 6 月 1 日
長 崎 支 部	井浦 晋	長 崎 市	行政書士井浦晋事務所	平成30年 7 月 1 日
長 崎 支 部	中西 香	大 村 市	長崎県中央行政書士事務所	平成30年 7 月15日
長 崎 支 部	高田 勝也	西彼杵郡時津町	行政書士高田勝也事務所	平成30年 7 月15日
佐世保支部	宮崎 勲	佐 世 保 市	行政書士井手法務事務所	平成30年 8 月 1 日
対 馬 支 部	杉原 要	対 馬 市	杉原行政書士事務所	平成30年 8 月 1 日

◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
長 崎 支 部	堤 祥一	長 崎 市 住 吉 町	平成 30 年 2 月 15 日 退会 (廃業)
長 崎 支 部	小野 格	長崎市中西山町	平成 30 年 3 月 31 日 退会 (廃業)
佐世保支部	吉福十一郎	佐世保市沖新町	平成 30 年 3 月 31 日 退会 (廃業)
長 崎 支 部	濱脇 哲夫	長 崎 市 元 船 町	平成 30 年 4 月 30 日 退会 (廃業)
長 崎 支 部	山口 勉	長 崎 市 西 海 町	平成 30 年 5 月 31 日 退会 (廃業)
大 村 支 部	豊永 繁	大 村 市 松 並 町	平成 30 年 5 月 31 日 退会 (廃業)

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
佐世保支部	千北 豊明	事務所所在地	佐世保市比良町 1 番13号	佐世保市木場田町 5 番11号
諫 早 支 部	久保 正盛	事務所所在地	諫早市小船越町1048- 1	諫早市大さこ町35- 4
佐世保支部	行政書士法人 ブリッジ佐世保 天満事務所	事務所所在地	佐世保市高砂町4番11号	佐世保市天満町2番31号
佐世保支部	光武 幸治	T E L	0956-31-5694	0956-55-5702
長 崎 支 部	中脇 歩	事務所所在地 T E L	長崎市西山 3 丁目33番 7 号 095-826-1248	長崎市宿町588-34大場ビル201号 095-801-3508
佐世保支部	小楠伸一郎	事務所所在地 T E L	佐世保市横尾町2320番地 8 0956-23-6653	佐世保市沖新町 5 番 1 号 0956-76-8588
諫 早 支 部	田中 一幸	T E L	0957-47-9933	0957-47-9935
佐世保支部	鶴田雄一郎	T E L	090-3011-6916	0956-87-2379
北 松 支 部	山本 愿	事務所所在地	松浦市志佐町浦免 1500 番地 1	松浦市志佐町浦免 1500 番地 3
長 崎 支 部	松岡いずみ	T E L	090-7904-1089	095-895-7470
長 崎 支 部	濱口 淳二	事務所所在地 T E L	長崎市永田町 1966 ・ 1967 0959-25-0055	西彼杵郡時津町浜田郷 196-9 090-7134-1574

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
島 原 支 部	中川 忠則 様	島原市今川町	平成30年 2 月 12日 ご逝去 昭和47年 12月 23日 入 会
長 崎 支 部	松尾 貞一 様	長崎市中里町	平成30年 4 月 29日 ご逝去 平成23年 12月 15日 入 会

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!

「会報誌の在り方」について参考になる記事がありましたので、 皆さんと一緒に考えてみましょう。

企画広報部担当副会長 塩塚 顕

｜ 会報（誌）

会報も団体の情報発信・共有ツールとして機関誌と同様に使われています。会を知らせると書いて会報なので、会員以外に向けて配布されることもあり、比較的広い読者層を持つイメージの小冊子です。

｜ 会員誌

組織が特定の会員に向けて発行する出版物のことです。一般的には、組織の報告よりも、新しい商品やサービスの宣伝、または、コンテンツマーケティングの一環として使われることが多い小冊子です。

｜ 広報誌

広報誌は、自社の活動や社会貢献につながる行為などを広く伝えて、知ってもらうために発行される小冊子です。

内容が決まっているわけではないため、読者対象に誰を設定しているかで、コンテンツが変わってきます。

ニュースレターと比較すると情報量が多いため、よりコアな情報を求めている方やコアなブランディングが目的で、発行されます。

｜ 社内誌、会員誌、広報誌の違いまとめ

社内誌、会員誌、広報誌の分類は厳密なものではないのですが、企業が発行する小冊子は、対象、内容、ボリュームによって、このように呼び方が分かれています。

また、一つの企業にもさまざまな情報発信対象が存在し、それぞれに対して個別に発行することは、費用対効果が悪い場合も多いため、外部を意識した広報誌の中に、会員向けのページを設けるなどの方法が取られていることもあります。

また、昨今では紙媒体だけではなく、メールマガジンやブログなど、ネットで配信する形も合わせて、使われることが多くなってきています。

どのような小冊子を作る場合も、作る目的、誰に読んで欲しいのか、どのような形態をとれば効果的に発行者の意図が達成されるのか、などをまず考えてから、何を作るのか決定しましょう。

その上で、社内誌、会員誌、広報誌の発行を明示することで、読者だけではなく、発行する組織内部の目的意識や方向性も明確に設定することができるようになります。

｜ 紙か Web かの選択

Web 社内報の導入が進んできている現在、「紙か Web かの選択」ではなく、「紙も Web も」という判断が正しいようだ。

それぞれのメディアの特性を活かし、対立概念ではなく補完関係へ。それが今の社内報に対する考え方である。

以下、それぞれの特性を整理してみる。

印刷 社内誌 (Push 型メディア)

○メリット

コミュニケーション性に優れている

閲覧、持ち歩きが自由「いつでも、どこでも、だれでも読める」メディア。

複雑な内容を詳細に伝えたいとき、じっくり読ませるコンテンツに適している。

- 一覧性、閲覧性に優れ、見やすく理解しやすい
- 記事の重要度（優先順位）が明確である
- 考えさせ、掘り下げた企画ができる
- 保存性、頒布性に優れる

- 全員に届く、共有できる
- 家族も読める
- 印刷媒体ならではの存在感

×デメリット

- 速報性、同報性、機動性に欠ける
- 配布に手間と費用がかかる
- 機密性に欠ける
- 発信量が限られる
- コスト高

WEB 社内報 (Pull 型メディア)

○メリット

インフォメーション性に優れている

比較的単純明快な内容をスピーディーに伝達するのに適している。

WEBは目的と意志を持って活用すると強みを発揮するメディア。

- すぐに伝えたい情報をスピーディーに掲載できる
- 多数の相手に一斉に配信（同報）ができ、タイムリーにリアルタイムに共有できる
- 常に最新の情報を更新することができる
- 階層を持つことができる（ex：帯情報から詳細情報へ）
- リンク機能によって、社内外の情報・人・機能へと拡張、相互補完・共創できる
- 体系的に整理保存ができ、保存性に優れている
- 知りたい情報をすぐに見つけることができる
- 双方向性に優れ、参加型・コミュニケーション型のサービスを提供できる
- アンケートなどの集計が簡単にできる
- だれでも気軽に発信できる
- ターゲットを絞っての伝達が可能である
- 訂正、加筆、加工が容易にできる、カラー写真による掲載ができる

- 印刷媒体と比較して出力が減り、コストが安い
- ページの制約がない
- グループ各社に低コストで届けられる

×デメリット

- じっくりと読み込む、まとめて読むならば、印刷媒体の方が良い
- パラパラとめくったり、斜め読みするならば、印刷媒体の方が良い
- PCの起動が必要、見てもらうまでのハードルは印刷媒体の方が低い
- 全員が端末を持っているか、常時端末を閲覧できるかどうか問題
- 特定の場所ではしか閲覧できない、形態性は印刷媒体の方が良い
- 一覧性に欠ける、画面上で一度に読むことのできる情報量に限界
- 家族が読めない
- 導入コスト、ランニングコストがかかる
- 情報が氾濫し、その結果、伝達が遅れたり、正確に伝わらないことがある
- 漏洩や不正アクセスなど、セキュリティ対策が必要
- 更新をどうやって知らせるか？

日政連長崎県支部

長崎県行政書士政治連盟活動報告（30 年 9 月）

会長 山崎 三郎

謹啓 初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、日政連への格別なご厚誼を賜り、心より御礼申し上げます。

今後も組織発展のため微力ながらも邁進する覚悟でおりますので、政連会員皆様のご指導ご支援をお願い致します。

さて、長崎県行政書士政治連盟の近況など、次の二点について「報告とお願い」をさせていただきます。

第一点は日政連中央は、本年度「法改正要望項目」の中でも、特に「最重点項目」として「聴聞又は弁明の機会の付与に係る代理手続きの制限解除（弁護士法第 72 条の制限除外）・一人法人制度の創設導入」を掲げ日行連と連携して、その実現に取り組んでおります。

こうした、日政連の動きに呼応して本県政治連盟も各県と連携し、全力を挙げた支援取り組みが必要であります。そのためにも、なお一層会員皆様のご理解と強力なご支援を引き続きお願いするものであります。

第二点は、「日政連加入率の拡大と会費の口座自動引き落とし」のお願いであります。

1. 日政連の「法改正要望項目」を強力に実現するためには、何といたっても「組織、資金」であります。ところが、未だ、本県行政書士会員全体から見た加入率は、100% を達成がなされておりません。

行政書士法は議員立法であり、今後の行政書士の業務拡大強化を勝ち取るためにも法改正を国会議員等に働きかけ、実現を果たす政治力が必要であります。その為にも一人ひとりの行政書士会員の皆様が、日政連会員に 100% 加入していただき「日政連法改正項目」の実現に向け皆様の強力なご支援をお願いするものであります。

2. 「会費の口座自動引き落とし」をお願いするものであります。本年の第 2 回幹事会の決定で、平成 31 年 4 月から「年会費の 6,000 円」の納入制度を「ゆうちょ銀行」から本人口座より自動引き落としにするようになりましたので、会員の皆様ご協力をお願い致します。

具体的には、追って通知することと致します。

著作権について（但し、インターネット掲載記事一部抜粋）

著作権相談員 塩塚 顕

Ⅰ 引用は自由にして OK。作者の許可は不要です【無断転載とはここが違う】

2017 年 1 月 18 日 NAVER まとめ対策、著作権侵害対策

ネット界には、**無断転載と引用との区別がつかない人**が案外と多い。

転載は著作権者の許可が必要だが、引用は著作権者に断らずにしてもよい。ということが理解されていない。いやそれ以前に、何が転載でどれが引用にあたるのかすら分からないようだ。そこで今回は引用について詳しく書いてみよう。

Ⅱ 引用は法律で認められている

写真やイラストを作者に無断で転載するのはルール違反。しかしどんなルールにも例外がある。著作権法の例外は著作権法 30 ～ 47 条に書いてある。

そのなかで、ぼくたちに身近な例外は主に 2 つある。

ひとつは**私的複製**。自分だけで楽しむ分にはいくらでも無断で画像を複製しても構わない。ネットで見つけた写真を自分のパソコンやスマホの壁紙にするのは OK。好きなように修正しても OK。それを同居する親兄弟にあげても OK。しかしそれをネットにアップするのは私的複製の範囲を超えるから NG。例外のうちひとつは**引用**。こちらが今日の本題。

Ⅲ 引用とはなにか

ネットで見つけた写真を自分のスマホの壁紙にするのは OK なのに、それをネットに再アップしたら NG なのは、どうしてなのだろう？ まず、引用とは何かを知ろう。引用は昔からなされていたが、引用の定義が定められたのは、有名な「マッドアマンノのパロディー事件」で昭和 55 年の最高裁判決でのこと。長い判決文のうち重要なのは次の 2 点だ。

引用する作品と、引用される作品とが、明瞭に区別されていること。しかも、両者に主従関係があること。

この 2 つを踏まえていれば引用になると定義された重要な判決だ。

①だけでなく②も重要だから気をつけてね。しかしながら、クラウドワークスや NAVER まとめ記事を書いている 1 円ライターには、これだけでは具体的にどうすればいいのか分からないようだ。

Ⅳ 引用と認められる要件は

そこで「引用の正当な範囲」を文化庁が以下のように分かりやすく解説しているから、1 円ライターの方々はこの通りに実行してください。

引用する必然性があること。

まったく改変をしないこと。

カッコなどで自分の著作部分と引用部分とが区別されていること。

自分の著作物と引用部分との主従関係が明確であること。

出所の明示がなされていること。

著作権法 32 条引用は～目的上**正当な範囲内**で行なわれるものでなければならない。

ということ。くれぐれも『正当な範囲』を自分で決めないようにね。

それから写真やイラストなどの画像は、文章よりも条件が一層シビアだが引用が認められることもある。画像の引用が書籍でなされた具体例はこちら。

Ⅴ 引用は作者の断りなしにしてもよいワケ

引用をいちいち断らずにしてもよいのには、ちゃんと理由がある。

a. 社会的に公平にみてそのほうが合理的な場合

1冊の書籍から2～3行の文章を引用するために、いちいち作者と連絡がとれるまで待っているのでは時間がかかりすぎるし、待ったあげくに断られることが続発したら社会が停滞する。それに作者もいちいち問合せを受けて返事をする義務があったら生活に支障が出る。

b. ある作品を評価や批評するとき

例えばある絵画についての批評記事を読んでいるときに、その絵画が示されていなかったら一体何について批評しているのかが分からない。それでは完成度の高い批評文が望めないから絵画を引用して示すことが必要。とくに報道の分野がこれ。

c. 転載を拒否されても載せたいとき

作品の意図や内容を批判する記事には、作者から転載の許可がまずでない。許可がなければ批判ができないようでは健全な批判文化が育たない。社会に批判文化が必要だ。だから許可なくして引用できるようにする。やはりとくに報道の分野がこれ。

というわけで、社会的にみて公正ならば引用（著作者に無断で作品を載せること）は正当なものとされる。もちろん引用する際は文化庁のガイドラインを踏まえること。

編 集 後 記

会報誌コスモスの発行が第181号の遅れに引続き、第182号の発行も大変遅れましたことを、会員の皆様に企画広報部担当副会長として心よりお詫び申し上げます。

今回の会報誌コスモス第183号の掲載記事の内容は、「5月26日に開催された第59回長崎県行政書士会定時総会」などですが、総会に出席できなかった会員の皆様の為にも会報誌は早く発行すべきではないかと思えます。11月は新年号の原稿集めの準備が有りますので、今回コスモス第182号の発行迄の時間が有りません。企画広報部長の体調等の事由もあって、この件について、会員の皆様にご迷惑はかけられないからと会長指示も有り、去る11月7日の県会の理事会に諮り、会長一任ということで、集まっている原稿の件で14日に印刷会社と打合せをして、夜は原稿のレイアウトをしてメールでやり取りしました。時間が無い為、企画広報部の部員の皆様と打合せも出来ず申し訳なく思っています。

会報誌コスモス第184号の新年号は、2月発行を目途に企画広報部の編集スタッフの皆様に宜しく頑張って頂きたいと思えます。

コスモス第183号の発行の件が、急に私が企画広報部担当副会長ということで、私に振られたので、会員の皆様に満足できる会報誌ではないでしょうが、第184号の会報誌コスモスに企画広報部の編集スタッフの皆様の頑張りに期待しましょう。

来期は、「長崎県行政書士会60周年記念誌」の発行が有ります。その為の準備が始まります。会員皆様の増々のご活躍とご協力ご指導をお願いし、また県会の更なる発展を祈念申し上げます。

企画広報部担当副会長 塩塚 顕



第183号

平成30年11月30日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0031
長崎県長崎市桜町3番12号
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】
企画広報部長 立山 雅也
企画広報部副部長 榊屋 可恵
同 部員 黒瀬 勝弘
同 部員 諫山淳一郎

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士連合会

行政書士の使命

ユキマサくんです！



行政書士は、法律専門国家資格者の中でも
特に幅広い業務範囲を持ち、
国民の生活に密着した法務サービスを提供し、
また、国民と行政をつなぐかけ橋としての職責を担っています。

規則により制定されている行政書士の徽章は、
秋桜（コスモス）の花弁の中に「行」の文字を配したもので、
調和と真心をあらわしています。
行政書士の徽章が意味するように、行政書士は社会の調和を図り、
誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、
国民と行政との絆として、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に
貢献することを使命としています。



行政書士徽章
コスモス
調和と真心